

インドネシアで入手した小児用シロップ製剤の使用（注意喚起）

令和４年１０月２０日（総２２第６７号）

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシアの薬局で購入した小児用シロップ製剤については、当面使用しないことをお勧めいたします。また、インドネシアの医療機関で処方された小児用シロップ製剤については、引き続き使用して問題ないか当該医療機関に確認することをお勧めいたします。

１．インドネシア保健省の発表によれば、２０２２年８月から９月にインドネシアにおいて、原因不明の小児の腎不全の症例が急激に増加し、現在まで２２州から２０６名が発症しており、その大多数は乳幼児とのことです。また、この２０６名のうち９９名が死亡したとのことです。

２．インドネシア保健省は、インドネシアで営業しているすべての薬局に対し、一時的に小児用シロップ製剤を販売しないよう指示を出しました。現在、インドネシア当局は、小児用シロップ製剤と腎不全との関連を確認中とのことです。

３．邦人の皆様におかれては、インドネシアの薬局で購入した小児用シロップ製剤については、原因が明らかになるまで当面使用しないことをお勧めいたします。また、インドネシアの医療機関で処方された小児用シロップ製剤については、引き続き使用して問題ないか当該医療機関に確認することをお勧めいたします。